

2016年11月

最高人民法院が発表した倒産案件に関する通知文について

中華人民共和国（以下「中国」といいます。）では、いわゆるゾンビ企業<sup>1</sup>への対策の必要性が高まっているところ、この動きを受けて、最高人民法院（最高裁判所）は、本年5月及び8月に、倒産案件の処理に関する通知を公布しました。

これらの通知は、中国の人民法院に対して倒産案件の処理の対応について方針や施策を示す内容であるため、私法人に対して直ちに何らかの影響を及ぼすものではありませんが、中国における倒産法制が抱える問題点とそれに対する最高人民法院のスタンスを知るには有益なものです。

本ニューズレターでは、中国の倒産法制及び通知が公布された背景事情について概観するとともに、当該通知の内容をご紹介します。

## 1 中国での政策決定及び最高人民法院の通知公布

中国において昨年開かれた中国共産党の第18期中央委員会第5回全体会議では、「市場メカニズム、経済手段、法治的手段で過剰生産を除去し、政策の引導力を高め、企業の退出体制を完備する」姿勢を明確にしました。

これを受けて最高人民法院<sup>2</sup>は、2016年5月6日付で「最高人民法院の法律に従った破産案件の審理、積極穏便な破産企業の救済及び清算業務の展開に係る通知」<sup>3</sup>（以下「取組通知」といいます。）を、同年7月28日付で「最高人民法院破産案件立案受理に関連する問題事項の通知」<sup>4</sup>（以下「立案通知」といい、取組通知と合わせて「両通知」といいます。）を公布しました。

最高人民法院の審判委員会のメンバーが2016年8月13日及び14日に開催された破産法フォーラムにおいて述べたところによれば、これらの通知は、中国の経済成長の妨げとなっているとされるゾンビ企業を一掃するための取組の一環であるとされています。また、

取組通知は、地方政府及び人民法院が共同して破産処理のための制度を推し進めるためのものであり、立案通知は、破産開始の困難さを解決し、破産審査の執行への移送に関する規定を整備し、破産の要件を満たす企業を速やかに破産させ、全国での企業破産・重整案件の情報網を構築することを目的とするものとされています<sup>5</sup>。

一般に、倒産法制は、社会的に存続する意義が低下した企業を清算或いは再生し、社会において有限な資源の有効活用を図るシステムです。この点、ゾンビ企業は社会的に存続する意義が低下している企業ですから、本来は倒産法制の下で、市場から退出する必要があります。

両通知は、最高人民法院が、中国における破産法制上の問題点を踏まえ、これらの問題点に対して取り組む姿勢を表したものです。そこでは、上述の政策姿勢を実現するためには、破産要件を充足する企業を市場から退出させることの重要性が謳われ、そのために破産案件を適切に受理すべきことの必要性が述べられている一方、各地の共産党の指導の下で各地の政府と協調して破産案件の処理に臨むべきことや、破産案件のステークホルダーの利益を衡平に取り扱うべきことが記載されており、中国における破産案件の処理の困難さが伺われます。

## 2 中国の倒産に関する法律制度

企業の倒産に関する中国最初の法制度は、1986年に公布された「中華人民共和国企業破産法（試行）」（以下「86年破産法」といいます。）で、同法は、国有企業の破産手続のみを定めていました。同法は、2007年6月1日に「中華人民共和国企業破産法」（以下「07年破産法」といいます。）が施行されるとともに廃止され、現在では07年破産法が中国の倒産制度を主に規定する法源となっています。

07年破産法は、附則を含め十二章から構成され、86年破産法から大幅に改正がされました。すなわち、倒産の申立にあたって主管部門の許可が不要となり、

【監修者】 [パートナー弁護士 酒井 大輔](#)

【執筆者】 [弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [中国律師 唐 麗花](#)

なお、本ニューズレターの作成に当たっては、当事務所で研修中の中国律師である常偉氏も執筆に参加した。

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北法法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

管理人（破産管財人）制度が導入されたほか、倒産手続として、破産のほか、「重整」や、「和解」が導入されました。なお、「重整」とは、日本法の会社更生に類似する手続で、債務者の財産をただちに清算せず、人民法院の下で債権者と債務者が協議して重整計画書を作成し、債務者がその事業を継続して、計画の期限内に、計画の方式に基づき債務の全部或いは一部を弁済していく制度です。また、「和解」とは、人民法院の下で債務者と債権者の間で、延期返済或いは債務免除で合意に達した場合、破産手続が終結される制度です。

その後最高人民法院は、2011年、2013年に、07年破産法に関し、中華人民共和国企業破産法の適用に係る若干問題に関する規定（一）及び（二）を公布しました。これらの司法解釈においても、07年破産法に係る重要な規定が含まれております。

### 3 企業破産に関する現状

中国において企業の倒産が滞っている大きな原因としては、政府が、企業が倒産することで地域に一時的に与える負の影響を危惧しており、消極的であることが指摘されます。すなわち、特に特定の地域で大きな雇用を持つ企業が破産した場合、多くの失業者が生まれる可能性があり、当該企業の労働者による労働争議の発生が予想され、政府が当該企業の破産に対して消極的になっているということが指摘されています<sup>vi</sup>。そのため、中国政府は、2016年8月18日には、国有ゾンビ企業を整理する際の過剰な生産設備や人員の削減を支援する基金を立ち上げており<sup>vii</sup>、直近では、広州市が、市内のゾンビ企業378社を3年以内に整理するとの目標を掲げたことが報道されています。<sup>viii</sup>

また、法制度や司法制度に関する問題点として、破産案件の審理は期間が長く、作業量も大きいため、法院が積極的に受理をしないと指摘もされておりました。加えて、倒産申立をする際には、一定の申立費用がかかり、倒産手続があまり利用されていない現状と相まって、債務者・債権者としても法院を通して倒産申請手続に進みたがらない傾向にありました。

このような状況を踏まえ、最高人民法院は倒産案件に関する取組通知及び立案通知を公布しました。両通知からは、現在の中国における倒産案件の処理における問題点が伺えるとともに、これらの問題点に対する最高人民法院の姿勢を見ることができま

### 4 取組通知の概要

取組通知の内容は、5項目からなり、主に各地の法院が倒産案件を審理するにあたり、業務体制、人事体制などの実務的に構築すべき制度の方向性を示してい

ます。理念的な記載も多く含まれていますが、要点は以下の通りです。

- (1) 倒産案件の審理、積極穩便に倒産企業の救済及び清算業務に取り組むことが重要であること。
- (2) 専門の清算及び破産審査法院を構築する必要性、その具体的職務及び省都・副省級都市に所在する中級人民法院においてかかる法院を構築すべきこと。
- (3) 適切な倒産案件審理業務メカニズムを構成すべきこと。具体的には、破産要件を充足する企業を破産させ、重整要件を充足する企業を再生する必要性があること、倒産案件審理の業務体制を構築すべきこと、各地方の共産党の指導の下、政府と法院で強調して企業の倒産業務を行うべきこと、全国規模の倒産案件情報プラットフォームを構築すべきこと、倒産案件の処理において各ステークホルダーの利益を衡平に取り扱う体制を構築すること。
- (4) 管理人（破産管財人）制度を整備すべきこと。
- (5) 執行手続及び倒産手続を連携させ、執行が奏功しない場合に倒産手続へ移行するようにすること。

### 5 立案通知の概要

立案通知は、前文において、法院にとって倒産手続は、国の政策である生産過剰を緩和するために重要な機能であり、そのためには倒産案件の立案受理<sup>ix</sup>に適切に取り組むべきであるとしています。その上で、通知内容は7項目にまとめられており、その概要は以下の通りです。

- (1) 倒産案件の立案受理において、法定された条件以外の条件を設けてはならない。
- (2) 倒産申請の資料を受領した場合、法院は申請者に対して書面の受理証明を出さなければならず、書面の形式審査を経て法に適合していれば立案登記がなされる。立案登記後、倒産案件は倒産案件を管轄する審判業務部門に移送される。
- (3) 倒産案件の審判業務部門の立案及び法院構成を債務者及び申請債権者に通達する期限及び債務者、債権者等への通知日時の明確化。
- (4) 倒産案件の審判業務部門の受理期限の明確化。
- (5) 倒産案件を審理する裁判官の人事考課体系構築の必要性の明示。
- (6) 各級の法院は地方の共産党委員会の指導の下、現地政府と倒産業務の処理について調整し処理しなければならない。
- (7) 各級法院は、倒産案件の件数等を集計し、最高人民法院に報告しなければならない。

## 6 取組通知の訳文（仮訳）

最高人民法院の法律に従った破産案件の審理、積極  
穏便な破産企業の救済及び清算業務の展開に係る通知

各省、自治区、直轄市高級人民法院、解放軍軍事法  
院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分  
院：

中国共産党の第18期中央委員会第5回全体会議に  
おける「市場メカニズム、経済手段、法治的手段で過  
剰生産を除去し、政策の引導力を高め、企業の退出体  
制を完備する」方針の下、中央経済業務会議での供給  
側の構成改革の要求を推進し、積極穏便に破産案件を  
審理するため、以下の通り通知する。

一、法に従って破産案件を審理し、破産企業の救済及  
び清算業務を展開することの重要意義を深刻に認識  
する。社会主義市場主体への救済及び退出体制が構  
築できているかどうかは、社会主義市場経済体系の  
完全性を測る指標の一つである。法に従い破産案件  
を審理し、積極穏便に破産企業の救済及び清算業務  
に取り組むことは、供給側の構造改革のために客観  
的に必要であり、市場主体の競争力を高めるために  
客観的に必要でもあり、さらに社会主義市場主体の  
救済及び退出体制のために客観的に必要でもある。  
各級の人民法院は、破産案件の審理における資源の  
配置の最適化、市場秩序の規範の重要意義を深刻に  
認識し、破産案件審理業務の一般化、規範化、法治  
化を推進する必要がある。破産案件の受理条件に適  
合しているが、まだ市場に必要とされる企業がある  
場合、破産和解及び破産重整の方法で救済を進め、  
救済を経て市場へ戻れるようにし、救済の効果がな  
く、或いは市場の需要に根本的に対応できない企業  
に対しては、破産清算を行い、直ちに市場からの退  
出を促す必要がある。法に従って破産案件を審理す  
ることは、執行難を解決する重要な道程でもある。  
執行にあたり、「企業破産法」の規定する破産条件  
に適合する企業については、法に従い破産手続を開  
始し、破産和解を通じて一部を解消し、破産重整を  
通じて一部を処理し、破産清算を通して一部を消去  
し、企業破産制度が執行難を解決する関連制度とな  
るようにする必要がある。

二、専門の清算及び破産審査法廷の構築を加速する必  
要がある。各高級人民法院は最高人民法院の要求に  
従い、まずは省都、副省級都市に所在する中級人民  
法院において、清算及び破産審査法廷を構築しなけ

ればならない。破産案件が多い中級人民法院は、積  
極的に地方の機構編弁委員会と協議し、専門の審査  
法廷を設立しなければならず、その他中級人民法院  
は、現地の実際の状況に応じて、専門の審査法廷を  
設立しなければならない。2016年12月31日まで  
に、各高級人民法院は、管轄地域における専門審査  
法廷の設立状況を最高人民法院に報告しなければな  
らない。同時に、人民法院は、破産審査裁判官及び  
司法補佐人員の専門化を図り、破産審判部門に優秀  
な人材を配置し、研修等の多様な方法を通して、破  
産審判チームの全体の素質を高めなければならない。  
清算及び破産審査法廷は次の職責を担う。

1. 企業破産及び強制清算案件の立案、審理
2. 法に従った企業強制清算及び破産案件の処理に  
対する善後策
3. 企業破産及び強制清算案件の審理業務状況の調  
査研究
4. 下級法院の企業破産及び強制清算案件の審理に  
対する業務指導の実施
5. 関連法院との企業破産案件の審理における問題  
点の調整及び解決
6. 地方の共産党委員会、政府及び関連部門と協力  
して企業の破産における問題点の解決すること
7. 破産管理人の管理及び研修の実施

三、適切に健全なる破産案件審理業務メカニズムを構  
築する。第一に、破産重整企業の識別体制を構築す  
る必要がある。各地の法院は、人民法院が「病気を  
患う企業」の病院たることを目指し、破産受理条件  
に適合しているが経営を継続する価値がある企業に  
対しては市場化に導き、積極的に破産和解及び重整  
を展開し、各種のリソースを有効に活用し、企業に  
生氣を取り戻させる必要がある。救助の効果が無い  
或いはその他市場に必要とされない企業に対しては  
破産清算を加速し、適時に生産要素を解放し、市場  
からの退出を実現させなければならない。第二に、  
各地方の共産党の指導の下、積極的に、政府との間  
で「政府と法院の企業破産業務統一協調の仕組み」  
を構築する必要がある。協調の仕組みは、企業破産  
重整及び清算に関連する業務を統一し、企業破産の  
過程において出現する各種の問題を穏便に解決する  
ものである必要がある。第三に、全国企業破産重整  
案件の情報プラットフォームを構築する必要がある。  
各地の法院は最高人民法院の全国企業破産重整案  
件の情報プラットフォーム構築の業務の要請に従い、  
破産案件の初期の情報整理に努め、情報プラット  
フォームの運営開始後のスムーズな運営を確保する。  
重整企業の情報公開、破産プロセスの公開を実現し、

破産案件の受理が困難であることを解決する。第四に、合法且つ秩序のとれた利益のバランスを取る体制を構築しなければならない。各地の法院は法に従って従業員の賃金、国家の税金、担保債権、普通債権の実現順序及び実現方法に取り組み、各当事者の利益を慎重に調整する必要がある。

四、積極的に管理人制度を完備する。各地の法院は「企業破産法」の規定に従って管理人制度を完備しなければならない。既存の管理人制度の下で、企業重整に必要とされる管理人要因の参加を取り入れ、積極的に企業家、経営者、管理者または技術スタッフの役割を積極的に発揮させなければならない。管理人に対する監督、指導及び管理を強化し、管理人の分級管理、昇進降格、増員淘汰等の制度を構築しなければならない。管理人の責任を強化し、管理人の適法なる業務履行を促さなければならない。

五、執行手続及び破産手続の連携に取り組む。各地の法院は「企業破産法」及び「最高人民法院の中華人民共和國民事訴訟法を適用する解釈」についての関連規定に従い、執行手続から破産手続への移行業務に取り組む必要がある。執行法院は、執行情報プラットフォーム及び関連する情報源を活用し、適時に同一企業に関する執行案件情報を取り纏め、破産条件に適合する企業の破産手続への移行を促さなければならない。案件処理上の責任の押しつけあいにも強く反対しなければならない。破産案件の審理中は、その他の法院は、法に従い破産企業に対する執行を中止し、法に従い関連する保全措置を解除する。法に従わずに保全措置の解除及び違法執行を行う関連者に対しては、各地の法院は、法に従い厳しく責任を追究する。

法に従った破産案件の審理、積極かつ穏便に破産企業の救済及び清算業務を行うことは、人民法院の業務の中心であり、重要な任務である。各地の法院は責任意識を強化し、迅速に行動し、破産審理職能を十分に発揮し、積極的に破産審理の経験を探求して取り纏め、経済の継続的かつ健全な発展のために有力な司法を保障しなければならない。業務処理において発見した新たな状況や新たな問題について、各地の法院は、適時に最高人民法院に報告しなければならない。

## 7 立案通知の訳文（仮訳）

最高人民法院の破産案件の立案受理に関連する問題事項に係る通知

中央経済工作会議は、供給側の構造改革を提起した。これは、わが国の経済発展の「新常态」に沿う重大な戦略布石である。供給側の構造改革に有力な司法保障を提供することは、現時点及び今後当分の間の人民法院の重要任務である。破産審判業務には、法に従って市場主体の再生或いは秩序ある退出を促し、社会資源の配置を改善し、適者生存体制を完全ならしめる独特な機能があり、これは人民法院が供給側の構造改革を保障し、生産過剰を緩和推進する重要な道程である。よって、各級の法院は、破産審判業務を高度に重視し、大いに強化し、破産審判の職能に影響する体制的、制度的な障害を真剣に研究し解決するよう取り組むべきである。目下、破産案件の立案受理業務への取り組みが最も大事で、これは破産審判業務の重要な一環である。そのため、ここにおいて人民法院が破産案件の立案受理に関連する問題事項について以下の通り通知する。

一、破産案件の立案受理は、当事者の破産申請権の保障に関わることで、破産手続が順調に開始できるかを決定づけることでもあり、破産案件を審理する基礎的業務であり、各級の法院はその重要な意義を十分に認識しなければならない。本通知の要求事項に従い、徹底的に関連業務を行い、法定条件の外に付加条件を設定したり、当事者の破産申請権をはく奪・制限したり、破産案件の立案受理を阻止したり、通常の破産手続に影響を与えたりしてはならない。

二、2016年8月1日より、債権者・債務者等の法定主体が破産申請の資料を提出した場合、人民法院立案部門は一律に受領し、かつ書面で受領証明書を交付し、しかる後に「中国人民共和国企業破産法」第8条の規定に則り、形式審査を行う。立案部門は審査を経て、申請人の提出した資料が法に適合している場合、2016年8月1日より施行される「強制清算及び破産案件類型並びに代用文字標準」に従い、「破申」を案件類型の代用文字編集番号とし、その場で立案登記をする。法に適合しない場合は、予め釈明をし、書面の形式で一度に補充すべき内容や補正すべき資料を伝え、補充及び補正期間は審査期限に計上されない。申請人が要請に従って補充・修正した場合は、立案登記をすべきである。

立案部門が立案登記をした後は、速やかに破産案件を管轄する審判業務部門に移送しなければならない。

三、審判業務部門は5日以内に立案及び合議体の法廷の構成状況を債務者及び申請を提出した債権者に知らせなければならない。債権者が破産申請を提出し



た場合は、通知において債務者に対し、破産申請に異議があるのならば、通知を受領日より7日以内に人民法院に提出するべきであることを釈明すべきである。

四、債権者が破産申請を提出した場合、審判業務部門は、債務者の異議期間満了日より10日以内に受理するかどうかを裁定すべきである。その他の事情がある場合、審判業務部門は、人民法院より破産申請を受領した日より15日以内に受理するかどうかを裁定すべきである。

特殊な状況で上述の審査期限の延長が必要な場合、その一級上の人民法院の許可を経て、15日延長することができる。

五、破産案件にかかる矛盾は錯綜し複雑であり、調整が難しく、審理期間も長く、担当裁判官の査定についてはこれらの特殊性を充分考慮すべきである。各高級法院は現地の実情に基づき、全面的、客観的に破産案件の審理業務の業務量を評価できる指標体系及び科学合理的な業績評価メカニズムを積極的に模索、構築すべきである。

六、各級の法院は、地方の共産党委員会の指導の下、現地政府と破産業務の統一的な調整体制を構築し、積極的に組織、人事、財務、税務等の支援を受け、審判業務の状況の変化に応じて組織の配置、人員の配置の合理化を図り、破産援助基金を立ち上げ、政府の従業員の配置を支援し、社会の安定に影響を与える各種リスクを解消しなければならない。

七、各高級法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院は、管轄区、同一の各レベル法院の本年上半期に立案した破産案件の数量及び破産審判法廷設置状況を統計し、2016年8月20日までに最高人民法院民第二庭まで報告しなければならない。

各級の人民法院は、本通知の執行において発見した新たな状況、新たな問題について、最高人民法院まで逐次報告しなければならない。

v 最高人民法院審判委員会専従委員である杜万華氏の発言をいいます (http://www.chinacourt.org/article/detail/2016/08/id/2056805)。

vi ロイター2016年3月7日付コラム「中国の改革を阻む『ゾンビ企業』の過剰雇用」

(http://jp.reuters.com/article/china-economy-employment-breakingviews-idJPKCNOW90AK) 参照。

vii 産経ニュース2016年8月19日付記事

(http://www.sankei.com/world/news/160819/wor1608190027-n1.html) 参照。

viii 南方日報2016年11月11日付記事

(http://epaper.southcn.com/nfdaily/html/2016-11/11/content\_7596765.htm)

ix 立案・受理とは、当該案件を法院が受理するかどうかを判断する手続をいいます(中国民事訴訟法第123条)。法律上は形式審査に留まるものですが、運用上は実質的な審理を行っているとも言われ、両通知には、本来立案・受理されるべき倒産案件が運用上立案・受理されていなかった実態があったことがうかがえる記載もあります。

i ゾンビ企業とは、中国語では「僵尸企业」といい、経営が実質的に破たんしているが、補助金等で生き残っている企業のことをいいます。

ii 法院とは裁判所のことをいいます。

iii 中国語では「最高人民法院关于依法开展破产案件审理积极稳妥推进破产企业救治和清算工作的通知」といいます。

iv 中国語では、「最高人民法院关于破产案件立案受理有关问题的通知」といいます。